

【お知らせ】令和2年4月1日に防火避難規定の合理化などを行った、建築基準法施行令が施行されました。

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）（国住指第4658号）令和2年4月1日

- (1) 窓その他の開口部を有しない居室の範囲の合理化（令第111条第1項関係）
- (2) 吹抜き等の空間を設けた場合における面積区画の合理化（令第112条第3項関係）
- (3) 警報設備の設置等の措置が講じられた場合における異種用途区画の合理化（令第112条第18項関係）
- (4) 二以上の直通階段の設置基準の合理化（令第121条第4項関係）
- (5) 排煙設備の設置基準の合理化（令第126条の2第2項関係）
- (6) 敷地内に設けるべき通路の幅員の合理化（令第128条関係）
- (7) 特殊建築物等の内装制限の合理化（令第128条の5第7項関係）
- (8) 避難安全検証法の見直し（令第128条の6、第129条及び第129条の2関係）

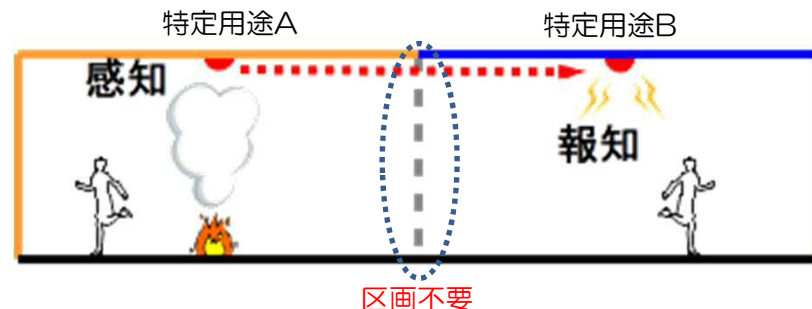
建築物の防火避難規定の解説本、P.130「異種用途区画」の運用を法文化。

一の建築物内に複数の異なる用途が存在しており、建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合には、当該部分とその他の部分との間を異種用途区画することが必要であったところ、国土交通大臣が定める基準に従い、**警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合**においては、当該区画を不要とした。

基準の具体的内容は「**警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件**（令和2年国土交通省告示第250号。以下この

（3）において「告示」という。）」に定めている。本告示に規定するとおり、特定用途部分（告示第一に規定する特定用途部分をいう。以下同じ。）と同一の階に存する当該部分に隣接する部分（以下「特定用途部分に隣接する部分」という。）には、避難安全性確保の観点から、法別表第1(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものがあるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第115条の3第1号に規定するものをいい、通所のみに利用されるものを除く。）（以下「病院等」という。）の用途に供する部分を設けることはできないこととしており、かつ、警報設備を設ける等の措置を講じた場合にあっては、従来通り床・壁による異種用途区画を求めることとしている。

なお、特定用途部分と特定用途部分に隣接する部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用されるものであり、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましい。



特定用途Aと特定用途Bで火災情報を確実に共有することで、両者が同一の用途である場合と同様に避難を開始することができる。

特定用途部分及び特定用途部分に接する部分に設ける警報設備は、令第110条の5に規定する構造方法「警報設備の構造方法及び設置方法を定める件（令和元年6月21日 国土交通省告示第198号）」に規定する設置方法により設けることとなります。

国交省の法改正に伴う説明会は未定です。

【お知らせ】申請書の様式の変更について

法改正に伴い、HPに掲載しております申請書の様式等が変更になります。

作成する場合は、HPをご確認頂き、ご準備ください。

申請書の様式が変更になったページ



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 建築確認検査
> 建築確認検査の申請書等について

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/confirm_inspection/ci_app_form/

建築物別概要 (第四面)

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分))
(区分))
(区分))
(区分))

【3. 工事種別】
☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【4. 構造】 一部 造

【5. 主要構造部】
☐耐火構造 ☐建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
☐準耐火構造 (準耐火時間: 分)
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
☐建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
☐建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
☐建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】
☐延焼防止建築物 ☐準延焼防止建築物 ☐その他

【8. 階数】

建築物別概要 (第四面)

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分))
(区分))
(区分))
(区分))

【3. 工事種別】
☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【4. 構造】 一部 造

【5. 主要構造部】
☐耐火構造 ☐建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
☐準耐火構造
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
☐その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
☐建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
☐建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
☐建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
☐その他
☐建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】
☐耐火建築物
☐延焼防止建築物
☐準耐火建築物
☐準延焼防止建築物
☐その他
☐建築基準法第61条の規定の適用を受けない

建築計画概要書 (第二面) の様式も変更されています。

各行政庁のHPをご確認ください。

【編集後記】

新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発表されましたが、極力、平常通りにご迷惑をおかけしないよう努めたいと思います。皆様におかれましても、体調管理にお気を付けください。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・打合せ等は原則、メールや電話などで対応させていただきます。
- ・業務上やむを得ない理由がある場合を除き、緊急事態宣言対象地域への出張 (説明会開催など) は原則禁止 (自粛) とさせていただきます。
- ただし、検査については、諸事情により、困難にならない限り、対応させていただきます。
- ・勤務が不規則 (在宅・休暇など) になっており、審査・検査スケジュールにご要望にそえない場合があり、ご迷惑をおかけしますが、何卒宜しくお願い致します。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：城ヶ原・中川・中尾
TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp